

平成26年度 行政運営方針

愛知労働局

労災補償制度等の周知

3、愛知労働局の平成26年度行政運営方針は以下の通りです。

第1、愛知の労働行政

を取り巻く情勢と課題

①雇用をめぐる情勢と課題

②労働条件等をめぐる情勢と課題

③その他労働局における情勢と課題

第2、愛知労働局の最

重点対策

①若者の雇用対策の推進

②地方自治体等との連携

による就職促進

③安心して働くことので

きる環境整備

④女性の活躍促進

第3、愛知の労働行政

の具体的対策

①雇用の安定のための対

策

②労働者派遣業をはじめ

とする労働力需給調整事

業に係る対策

③安心・安全・健康に働

ける職場づくりのための

対策

④雇用の分野における男

性労働者の安全と健康

確保対策の推進

○平成25年度を初年度と

し、平成29年度を目標年

度とする第12次労働災害

防止推進計画により、死

亡者数について平成29年

において40人を下回るこ

とと死傷者数について平

成29年において平成24年

と比較して15%以上減少

している。

させることを目指します。

○製造業（特に食料品製

造業、金属製品製造業）、

建設業、第三次産業（特

に労働災害の増加傾向が

著しい社会福祉施設）を

重点業種として対策に取

り組みます。

○化学物質による健康障

害の発生を防止するため、

化学物質を使用する事業

場への指導を強化します。

(2)過重労働対策の推進

○「過重労働による健康

障害防止のための総合対

策」（平成18年厚生労働

省策定、平成23年2月一

部改正）に基づき指導を

行うとともに、「長時間

労働の抑制に向けた取組

の推進」、「職場におけ

る健康管理対策の推進」

等に取り組みます。

(3)労災補償請求長期未

決事案の新規発生防止

○労災補償業務は被災労

働者に対する保険給付を

迅速かつ適正に行うこと

が重要なサービスであり、

また労災保険給付にかか

る処分は、行政手続法に

基づき標準処理期間が定

められていることから、

標準処理期間に留意して

事務処理を行うとともに、

局署一体となった組織的

な対応を行うなど、長期

未決事案の新規発生防止

を図ります。

2、上記1の最重点対

策に加え、労働基準部で

は以下の対策に取り組み

ます。

(1)労働者の安全と健康

の確保対策

○安全確保対策の推進

○健康確保対策の推進

(2)有期労働契約に関す

るルールの周知

(3)労働条件の確保・改

善対策の推進

○法定労働条件確保対策

○若者の「使い捨て」が

疑われる企業等への取組

の強化

○賃金不払残業の防止対

策

○特定の労働分野（自動

車運転者、障害者である

労働者、介護労働者、技

能実習生）における労働

条件確保対策

○労災かくしの排除に係

る対策

(4)最低賃金制度の適切

な運営等

○愛知県地方最低賃金審

議会の円滑な運営

○最低賃金額の周知及び

遵守の徹底

た中小企業への支援

(5)解雇、賃金不払事案

等への的確な対応

(6)未払賃金立替払制度

の迅速かつ適正な運営

(7)勤務環境の自主的改

善への支援

○医療従事者の勤務環境

の改善

○変則的勤務形態、長時

間労働の改善

(8)職業性疾病に関する

対策

○労働者の安全と健康

確保対策の推進

○平成25年度を初年度と

し、平成29年度を目標年

度とする第12次労働災害

防止推進計画により、死

亡者数について平成29年

において40人を下回るこ

とと死傷者数について平

成29年において平成24年

と比較して15%以上減少

している。

1、愛知労働局では労働

行政を総合的に推進す

るため、平成26年度にお

いては、「若者の雇用対

策の推進」、「地方自治

体等との連携による就職

促進」、「安心して働く

ことのできる環境整備」、

「女性の活躍促進」を最

重点に取り組みることし

家内労働旬間 5月21日～31日

家内労働旬間を迎えて

家内労働者の健康管理を含む 適正な労働条件の確保を

愛知労働局長 しんたくともほ 新宅友穂



現在、愛知県内には、繊維工業、電気機械器具製造業、ゴム製品製造業等の製造加工業務に約9900人の家内労働者が従事しています。愛知県の家内労働者数は全国で最も多いのですが、減少傾向が続いています。その要因を考えますと、長期的には、女性の社会進出に伴い家内労働を行う女性の減少、家内労働者の高齢化及び後継者不足による廃業が考えられます。さらに、製造業の海外生産移転が継続的に進み、アジア諸国の生産活動に伴うインフラの整備・改善、生産コスト面

等から中国、東南アジア、インド等の海外へ生産拠点を移していることが考えられます。このように、家内労働者を取り巻く厳しい状況の中で、委託事業場の閉鎖、委託の打ち切り、工賃の不払及び下落等が憂慮されるところであります。当局では、これまで家内労働者の労働条件の向上と生活の安定に資するため、種々の施策を講じてまいりましたが、家内労働者の健康管理を含む適正な労働条件を確保することは、これまでも増して重要な課題となっております。

このため、当局では、本年も5月21日から同月31日までを「家内労働旬間」として、各種の広報活動等を通じて、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付による委託条件の明確化及び適正な工賃の支払いの確保等の周知徹底を図ることとしております。

また、高収入の仕事があるという広告に誘われて申し込んだところ、さまざまな名目で高い費用を支払わされる一方、仕事の内容や収入については約束と違っていたというような、いわゆる「インチキ内職」による被害が増えております。この旬間を契機に、家内労働者の労働条件の向上、健康管理及び生活の安定が一層促進されますよう関係者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

5月21日から5月31日まで 家内労働旬間が実施されます

- 委託者は、「委託状況届」を提出しましょう。また、最低工賃を守りましょう。
- 家内労働者は、「家内労働手帳」を受け取り、記入された事項を確認しましょう。また、家内労働による災害防止と健康管理に努めましょう。
- いわゆる「インチキ内職」の被害防止に努めましょう。

— 問い合わせ先 —
愛知労働局賃金課 (☎052-972-0258)
名古屋北労働基準監督署 (☎052-961-8653)

⑥ 個別労働紛争解決制度
⑤ 労働保険制度の円滑適
④ 労働保険制度の円滑適
③ 労働保険制度の円滑適
② 労働保険制度の円滑適
① 労働保険制度の円滑適

の積極的な運用
⑦ 総合的労働行政機関としての機能（総合性）の発揮
第4、愛知労働局にお

ける行政展開に当たっての基本的対応
① 計画的・効率的な行政運営
② 地域に密着した行政の

展開
③ 保有個人情報厳正な管理及び情報公開制度等への適切な対応
④ 綱紀の保持等

詳細は、愛知労働局ホームページを御覧下さい。
<http://aichi-roundoukyo.ku.site.mhlw.go.jp/>